

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年8月9日
【四半期会計期間】	第89期第1四半期（自平成31年4月1日至令和元年6月30日）
【会社名】	三愛石油株式会社
【英訳名】	SAN-AI OIL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚原 由紀夫
【本店の所在の場所】	東京都品川区東大井五丁目22番5号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っている。)
【電話番号】	該当事項なし。
【事務連絡者氏名】	該当事項なし。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【電話番号】	03(6880)3683
【事務連絡者氏名】	経理部長 野中 英一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第88期 第1四半期連結 累計期間	第89期 第1四半期連結 累計期間	第88期
会計期間	自平成30年4月1日 至平成30年6月30日	自平成31年4月1日 至令和元年6月30日	自平成30年4月1日 至平成31年3月31日
売上高 (百万円)	158,767	180,944	726,918
経常利益 (百万円)	3,205	2,563	12,000
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	2,004	2,607	7,260
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,252	1,981	6,258
純資産額 (百万円)	95,451	97,808	96,941
総資産額 (百万円)	206,636	204,725	221,638
1株当たり四半期(当期)純利 益 (円)	28.52	37.37	103.61
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	44.2	45.7	41.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社および連結子会社)が判断したものである。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当社グループを取り巻くエネルギー業界においては、石油製品の需要が引き続き減少傾向にあるなか、石油元売りの再編等の影響を受けて経営環境は大きく変化している。

こうしたなかで、当第1四半期連結累計期間における財政状態及び経営成績の状況は以下のとおりとなった。

財政状態

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ16,913百万円減少し、204,725百万円となった。これは主に、仕入債務に係る差入保証金が返還されたことに伴いその他の流動資産が減少したことや買掛金の支払により現金及び預金が減少したことによるものである。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ17,780百万円減少し、106,916百万円となった。これは主に、支払手形及び買掛金の減少によるものである。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ866百万円増加し、97,808百万円となった。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が増加したことによるものである。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末の41.7%から45.7%となった。

経営成績

当第1四半期連結累計期間における売上高は、石油製品の販売数量が増加したことから、前年同期比14.0%増の180,944百万円となったものの、在庫評価額の影響による利幅の減少や、当社およびグループ会社における本社事務所等の集約に伴う経費の増加などにより、営業利益は前年同期比16.9%減の2,207百万円、経常利益は前年同期比20.0%減の2,563百万円となった。親会社株主に帰属する四半期純利益は、当社およびグループ会社における本社事務所等の集約に伴う子会社所有の不動産の売却などにより前年同期比30.1%増の2,607百万円となった。

セグメントごとの経営成績は次のとおりである。

石油関連事業における売上高は、販売数量が増加したことから前年同期比15.3%増の165,534百万円となり、セグメント利益は、在庫評価額の影響による利幅の減少などから前年同期比36.9%減の1,077百万円となった。

ガス関連事業における売上高は、前年同期比4.6%減の10,900百万円となり、セグメント利益は、前年同期比11.4%減の669百万円となった。

航空関連事業他における売上高は、前年同期比19.7%増の4,509百万円となり、セグメント利益は、前年同期比14.3%増の746百万円となった。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

基本方針の内容

上場会社である当社株式は、株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、当社はこれを一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えている。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社やその関係者に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資することにならないものも少なくない。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えている。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えている。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の第77回定時株主総会決議により「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、平成23年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）として一部変更のうえ継続した。その後、平成26年6月27日開催の第83回定時株主総会および平成29年6月29日開催の第86回定時株主総会において本プランの継続を決議している。

1) 本プランの概要

(a) 大規模買付ルールの概要

本プランは、当社株式について、20%以上の議決権割合とすることを目的とする買付行為、または結果として議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為をおこなう者を「大規模買付者」という。）がおこなわれた場合、それに応じるか否かを株主のみなさまが判断するに必要な情報や時間を確保するため、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものである。

(b) 対抗措置の内容

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款上検討可能な対抗措置を取り、大規模買付行為に対抗する必要がある。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとする。

(c) 対抗措置の発動条件

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取らない。ただし、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合または大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、対抗措置を取ることができる。なお、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動の決定に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非等について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが順守されているか否か、十分検討したうえで対抗措置の発動の是非等について勧告をおこなうものとする。

当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動等を決定することができる。なお、独立委員会より、株主総会を招集し株主のみなさまのご意見を確認する旨の勧告があり、当社取締役会としても、株主のみなさまのご意見を尊重し、確認することが適切であると判断した場合には、当社取締役会は株主総会を招集することとし、株主のみなさまのご判断による対抗措置の発動、不発動の決定（普通決議による決定）ができるものとする。

2) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は3年間(平成32年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで)とし、以降、本プランの継続(一部修正したうえでの継続を含む)については、定時株主総会の承認を得ることとする。ただし、有効期間中であっても、株主総会において本プランの変更または廃止の決議がおこなわれた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとする。また、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

本プランに関する当社取締役会の判断

本プランは、中長期的視点から当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための具体的な方策であり、基本方針に沿うものである。また、以下のように合理性が担保されており、基本方針に照らして当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えている。

- 1) 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足している。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものである。
- 2) 合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されている。
- 3) 当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社における決定の合理性・公正性を担保するため、社外取締役、社外監査役および社外有識者の中から選任する独立委員会を設置することとしている。
- 4) 株主意思を重視するものであり、本プランの継続について定時株主総会の承認を得るものとしている。また、有効期間中であっても、株主総会の廃止の決議により本プランは廃止されるものとしている。
- 5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではない。

(3) 研究開発活動

該当事項なし。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	277,870,000
計	277,870,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (令和元年6月30日)	提出日現在発行数(株) (令和元年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	71,000,000	71,000,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	71,000,000	71,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成31年4月1日～ 令和元年6月30日	-	71,000	-	10,127	-	2,531

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成31年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成31年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,225,500 (相互保有株式) 普通株式 4,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 69,711,300	697,113	-
単元未満株式	普通株式 59,200	-	-
発行済株式総数	71,000,000	-	-
総株主の議決権	-	697,113	-

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式1,000株(議決権の数10個)が含まれている。

2. 「単元未満株式」の欄には、自己株式32株が含まれている。

【自己株式等】

平成31年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 三愛石油株式会社	東京都品川区東大井 五丁目22番5号	1,225,500	-	1,225,500	1.73
(相互保有株式) 合同ガス株式会社	福岡県田川市伊田 2824番地	2,000	-	2,000	0.00
北九州高圧容器検査株式会社	福岡県田川市伊田 2824番地	2,000	-	2,000	0.00
計	-	1,229,500	-	1,229,500	1.73

(注)当第1四半期末現在の自己株式数は、1,225,582株である。

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成31年4月1日から令和元年6月30日まで）および第1四半期連結累計期間（平成31年4月1日から令和元年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和元年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	56,601	52,878
受取手形及び売掛金	65,154	63,684
商品及び製品	5,941	6,186
仕掛品	140	78
原材料及び貯蔵品	122	95
その他	11,563	1,615
貸倒引当金	138	128
流動資産合計	139,384	124,410
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	62,959	62,557
減価償却累計額	44,586	44,548
建物及び構築物(純額)	18,372	18,009
機械装置及び運搬具	31,869	31,879
減価償却累計額	24,854	24,981
機械装置及び運搬具(純額)	7,014	6,897
土地	20,600	19,653
その他	9,731	10,122
減価償却累計額	4,269	4,162
その他(純額)	5,461	5,960
有形固定資産合計	51,449	50,520
無形固定資産		
のれん	1,008	862
その他	932	1,026
無形固定資産合計	1,941	1,888
投資その他の資産		
投資有価証券	24,564	23,667
退職給付に係る資産	1,338	1,393
その他	3,069	2,951
貸倒引当金	108	108
投資その他の資産合計	28,862	27,905
固定資産合計	82,253	80,314
資産合計	221,638	204,725

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和元年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	80,680	64,170
短期借入金	230	250
1年内返済予定の長期借入金	2,059	2,119
未払法人税等	2,355	1,395
賞与引当金	1,742	811
役員賞与引当金	90	18
完成工事補償引当金	3	3
資産除去債務	115	84
その他	12,567	13,313
流動負債合計	99,845	82,165
固定負債		
長期借入金	9,404	9,739
役員退職慰労引当金	201	130
特別修繕引当金	163	170
退職給付に係る負債	234	233
資産除去債務	663	675
その他	14,184	13,800
固定負債合計	24,851	24,750
負債合計	124,696	106,916
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,127	10,127
資本剰余金	4,288	4,288
利益剰余金	73,491	75,121
自己株式	1,385	1,385
株主資本合計	86,521	88,151
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,363	5,698
土地再評価差額金	458	458
退職給付に係る調整累計額	43	41
その他の包括利益累計額合計	5,948	5,280
非支配株主持分	4,471	4,375
純資産合計	96,941	97,808
負債純資産合計	221,638	204,725

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日)
売上高		
商品売上高	158,175	179,649
完成工事高	592	1,295
売上高合計	158,767	180,944
売上原価		
商品売上原価	145,744	167,334
完成工事原価	563	1,177
売上原価合計	146,308	168,512
売上総利益	12,459	12,432
販売費及び一般管理費	9,804	10,224
営業利益	2,655	2,207
営業外収益		
受取利息	56	52
受取配当金	305	320
軽油引取税交付金	23	22
貸倒引当金戻入額	2	10
受取補償金	201	-
その他	71	47
営業外収益合計	661	453
営業外費用		
支払利息	103	92
その他	8	5
営業外費用合計	111	97
経常利益	3,205	2,563
特別利益		
固定資産売却益	2	1,629
特別利益合計	2	1,629
特別損失		
固定資産除売却損	28	31
投資有価証券評価損	-	76
特別損失合計	28	107
税金等調整前四半期純利益	3,179	4,085
法人税、住民税及び事業税	623	1,379
法人税等調整額	455	45
法人税等合計	1,078	1,424
四半期純利益	2,101	2,660
非支配株主に帰属する四半期純利益	96	52
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,004	2,607

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年6月30日)
四半期純利益	2,101	2,660
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,175	676
退職給付に係る調整額	24	2
その他の包括利益合計	1,150	679
四半期包括利益	3,252	1,981
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,147	1,939
非支配株主に係る四半期包括利益	104	41

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)およびのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日)
減価償却費	1,039百万円	1,072百万円
のれんの償却額	225	233

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,054	15.0	平成30年3月31日	平成30年6月29日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年6月27日 定時株主総会	普通株式	976	14.0	平成31年3月31日	令和元年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)2
	石油関連事業	ガス関連事業	航空関連事 業他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	143,578	11,420	3,768	158,767	-	158,767
セグメント間の内部売上高 または振替高	374	5	29	409	409	-
計	143,953	11,426	3,797	159,177	409	158,767
セグメント利益	1,707	756	653	3,116	88	3,205

(注)1.セグメント利益の調整額88百万円には、セグメント間取引消去181百万円および各報告セグメントに配分していない全社利益270百万円が含まれている。全社利益は主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費、営業外収益および営業外費用である。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っている。

当第1四半期連結累計期間(自平成31年4月1日至令和元年6月30日)

報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)2
	石油関連事業	ガス関連事業	航空関連事 業他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	165,534	10,900	4,509	180,944	-	180,944
セグメント間の内部売上高 または振替高	310	6	230	548	548	-
計	165,845	10,907	4,739	181,492	548	180,944
セグメント利益	1,077	669	746	2,493	69	2,563

(注)1.セグメント利益の調整額69百万円には、セグメント間取引消去14百万円および各報告セグメントに配分していない全社利益83百万円が含まれている。全社利益は主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費、営業外収益および営業外費用である。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年6月30日)
1株当たり四半期純利益	28円52銭	37円37銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	2,004	2,607
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益(百万円)	2,004	2,607
普通株式の期中平均株式数(千株)	70,275	69,774

(注) 潜在株式調整後の1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和元年8月9日

三愛石油株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 紀彰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮原 さつき 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三愛石油株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成31年4月1日から令和元年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成31年4月1日から令和元年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三愛石油株式会社及び連結子会社の令和元年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。